令和７年第２回宝塚市議会定例会提出議案に係る参考（第４次送付分）

議案第　７０　号	損害賠償の額の決定について
議案第　７１　号	宝塚市副市長の選任につき同意を求めることについて

議案第７０号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の算定方法

賠償の金額の内訳

(1)　損害賠償の対象

治療費	788,710円
医療機関等への交通費	21,822円
通院慰謝料	800,000円
合計	1,610,532円

(2)　過失による市の負担割合　100%

(3)　市の相手方に対する賠償金額　1,610,532円

議案第７１号

宝塚市副市長の選任につき同意を求めることについて

宝塚市副市長に選任しようとする者

住　所　[redacted]

氏　名　吉　田　康　彦

生年月日　[redacted]

学　　歴　[redacted]

職　　歴

平成元年 4月	宝塚市に奉職
平成24年 4月	企画経営部政策室課長（政策推進担当） 兼ねて企画経営部政策室課長（サービスエリア及び地域活性化担当）
平成26年 4月	企画経営部政策室課長（政策推進担当） 兼ねて企画経営部政策室課長（公共施設マネジメント担当）
平成27年 4月	企画経営部次長（公共施設整備担当）
平成30年 5月	兼ねて市民交流部地域自治推進担当次長（宝塚市長尾台小学校区まちづくり協議会担当）
令和 2年 4月	企画経営部長
令和 4年 4月	経営改革推進担当部長
令和 6年 4月	都市整備部長 現在に至る。

地方自治法(抜粋)

第162条　副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。